⑵　提出書類
イ　受検申請書
ロ　１級又は２級技術検定試験全部免除申請書
ハ　合格証明書（前記⑴に規定する試験に合格したことを証する書面とする。）
ニ　写真１枚（縦4.5㎝×横3.5㎝、申請前６か月以内に撮影したもの）
⑶　申請の受付期間　平成26年６月27日（金）～平成26年７月11日（金）
ただし、郵送によるときは受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。
⑷　申請書類郵送先　一般財団法人建設業振興基金試験研修本部　〒105―0001　東京都港区虎ノ門４丁目２―12虎ノ門４丁目ＭＴビル２号館
13　合格証明書の交付　交付申請者及び免除申請者に対し平成27年３月頃に合格証明書を交付する。
14　その他　試験の詳細については、基金の発行する「受験の手引」又は基金のホームページを参照のこと。

平成26年度１級電気工事施工管理技術検定及び２級電気工事施工管理技術検定の実施について

平成26年度１級電気工事施工管理技術検定及び２級電気工事施工管理技術検定の実施について、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第３条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年12月25日　　国土交通大臣　太田　昭宏

１　受検資格

⑴　１級電気工事施工管理技術検定・学科試験　次のイ、ロ、ハ、ニ、ホのいずれかに該当する者

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2" colspan="2">学歴又は資格</th><th colspan="2">電気工事施工に関する実務経験年数</th></tr>
<tr><th>指定学科</th><th>指定学科以外</th></tr>
<tr><td rowspan="5">イ</td><td colspan="2">大学卒業者</td><td>卒業後３年以上</td><td>卒業後４年６月以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">短期大学・５年制高等専門学校卒業者</td><td>卒業後５年以上</td><td>卒業後７年６月以上</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">高等学校・中等教育学校卒業者</td><td>卒業後10年以上</td><td>卒業後11年６月以上</td></tr>
<tr><td>卒業後８年以上（その実務経験に指導監督的実務経験１年以上を含み、かつ、５年以上の実務経験の後専任の監理技術者による指導を受けた実務経験２年以上を含む）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の者</td><td colspan="2">15年以上</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ロ</td><td colspan="2" rowspan="2">２級合格者</td><td colspan="2">合格後５年以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">合格後１年以上の指導監督的実務経験及び専任の監理技術者による指導を受けた実務経験２年以上を含む３年以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２級合格後者</td><td>高等学校・中等教育学校卒業者</td><td>卒業後９年以上</td><td>卒業後10年６月以上</td></tr>
<tr><td>その他の者</td><td colspan="2">14年以上</td></tr>
<tr><td>ハ</td><td colspan="2">電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者</td><td colspan="2">６年以上</td></tr>
<tr><td>ニ</td><td colspan="3">電気工事士法（昭和35年法律第139号）による第一種電気工事士免状の交付を受けた者</td><td colspan="2">実務経験年数は問いません</td></tr>
<tr><td rowspan="8">ホ</td><td rowspan="8">１年以上の専任の主任技術者の実務経験がある者</td><td rowspan="5">２級合格者</td><td colspan="2">合格後３年以上の者</td><td colspan="2">合格後１年以上の専任の主任技術者実務経験を含む３年以上</td></tr>
<tr><td rowspan="4">合格後３年未満の者</td><td>短期大学・５年制高等専門学校卒業者</td><td>イの区分</td><td>卒業後７年以上</td></tr>
<tr><td>高等学校・中等教育学校卒業者</td><td>卒業後７年以上</td><td>卒業後８年６月以上</td></tr>
<tr><td>その他の者</td><td colspan="2">12年以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">高等学校・中等教育学校卒業者</td><td>卒業後８年以上</td><td>卒業後９年６月以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の者</td><td colspan="2">13年以上</td></tr>
</table>

注１）指定学科　施工技術検定規則第２条に定める学科をいう。（以下同じ。）
注２）旧学校令　大学は、旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学、短期大学又は５年制高等専門学校は、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校、高等学校は、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。（以下同じ。）
注３）大臣認定者　建設業法施行令第27条の５第２項第３号の規定により、同項第１号及び第２号までに掲げる者と同等以上の学歴又は資格及び実務経験を有する者と認められた者は、試験実施機関が作成する「受験の手引き」を参照のこと。（以下同じ。）
注４）指導監督的実務経験　上記区分イ、ロ、ハの実務経験年数のうち、１年以上の指導監督的実務経験年数が含まれていること。
注５）専任の監理技術者による指導を受けた実務経験　建設業法第26条第３項の規定により専任の監理技術者の設置が必要な工事において当該監理技術者による指導を受けた実務経験をいう。
注６）専任の主任技術者の実務経験　上記区分ホで２級合格後３年以上の者は、合格後１年以上の専任の主任技術者の実務経験が含まれていること。
注７）高等学校の指定学科以外卒業者　高等学校の指定学科以外を卒業した者には、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による試験、旧大学入学試験検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定、旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正８年文部省令第９号）による試験に合格した者を含む。（以下同じ。）

⑵　２級電気工事施工管理技術検定・学科試験　次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ．学科・実地試験

<table>
<tr><th rowspan="2">学歴又は資格</th><th colspan="2">電気工事施工に関する実務経験年数</th></tr>
<tr><th>指定学科</th><th>指定学科以外</th></tr>
<tr><td>大学卒業者</td><td>卒業後１年以上</td><td>卒業後１年６月以上</td></tr>
<tr><td>短期大学・５年制高等専門学校卒業者</td><td>卒業後２年以上</td><td>卒業後３年以上</td></tr>
<tr><td>高等学校・中等教育学校卒業者</td><td>卒業後３年以上</td><td>卒業後４年６月以上</td></tr>
<tr><td>その他の者</td><td colspan="2">８年以上</td></tr>
</table>